

医療機関で算定する「処方せん料」ですが、7種類以上の内服薬投与時は低額になります。《参考》
 医科レセプトと調剤レセプトの突合点検により、処方せん料の査定事例が増えています。
 今回は、内服薬の種類数のカウント方法についてまとめてみました。

カウント方法

- ① 錠剤、カプセル剤については、1銘柄ごとに1種類と計算する。
- ② 散剤、顆粒剤及び液剤については、1銘柄ごとに1種類と計算する。
- ③ ②の薬剤を混合して服用できるよう調剤を行ったものについては、1種類とする。
- ④ 薬剤料に掲げる所定単位当たりの薬価が205円以下の場合には、1種類とする。

区分	項目	算定点数	
		6種類まで	7種類以上
院内処方	処方料	42点	29点
	薬剤料	減額なし	所定点数の90/100
院外処方	処方せん料	68点	40点

※向精神薬多剤投与の場合は例外となります。

所定単位：1剤1日分
 服用時点及び服用回数が同じものは、次の場合を除き1剤となる
 ア 配合不適等調剤技術上の必要性から個別に調剤した場合
 イ 固形剤と内服液剤の場合
 ウ 内服錠とチュアブル錠等のように服用方法が異なる場合

カウント例

A錠、B錠、C錠、D錠、E錠、F錠、G錠、H散、I末 と9種類の内服薬が処方されました。

(1) 服用方法、投与日数ごとに薬剤を分けます。 (所定単位に分ける)	(2) 所定単位ごとの薬価を計算します。	(3) カウント方法に基づき数えます。
A錠 (105.9円) 1T B錠 (6.4円) 1T C錠 (71.8円) 1T } 分1朝食後	$105.9 \times 1T + 6.4 \times 1T + 71.8 \times 1T = 184.1$ 円	205円以下なので 1種類
D錠 (164.7円) 1T } 分1夕食後	$164.7 \times 1T = 164.7$ 円	205円以下なので 1種類
E錠 (84.3円) 2T F錠 (39.8円) 2T } 分2朝夕食後	$84.3 \times 2T + 39.8 \times 2T = 248.2$ 円	205円超えなので 2種類
G錠 (63.3円) 3T H散 (17.6円) 3.0g I末 (6.8円) 1.5g }混合 } 分3毎食後	$63.3 \times 3T + 17.6 \times 3.0g + 6.8 \times 1.5g = 252.9$ 円	205円超えなので 2種類 (散剤は混合なので1種類となる)

合計 6種類!

注意事項

- ・臨時に投与する内服薬については、種類数のカウント対象外です。
- ・一般名処方を行った場合には、該当する医薬品の薬価のうち最も低いものの薬価で計算します。